

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社の与信管理について 平成13年4月1日 01-制度-00064 沿革 (略) <u>平成26年10月1日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>第6条 第1条第3項第4号に定める簡易通知型包括保険支払限度枠の管理の対象は、簡易通知型包括保険約款第2条第 <u>12</u> 項の規定により、船積後保険金支払限度額を設定した海外商社に限るものとする。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 名簿規程第6条第 <u>6</u> 項において日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限とは、次項各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とし、本条において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下本条において単に「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。</p> <p>二 「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。</p> <p>三 第1号及び前号において、他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。</p> <p>四 「直接親会社」とは、親会社のうち、前号の規定により親会社とみなされる以外の親会社をいう。</p> <p>五 「直接子会社」とは、子会社のうち、第3号の規定により子会社とみなされる以外の子会社をいう。</p> <p>六 「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。</p> <p>2 前項に規定する輸出契約等の相手方は、次の各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とする。</p> <p>一 被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">海外商社の与信管理について 平成13年4月1日 01-制度-00064 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>第6条 第1条第3項第4号に定める簡易通知型包括保険支払限度枠の管理の対象は、簡易通知型包括保険約款第2条第 <u>14</u> 項の規定により、船積後保険金支払限度額を設定した海外商社に限るものとする。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 名簿規程第6条第 <u>5</u> 項において日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限とは、次項各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とし、本条において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下本条において単に「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。</p> <p>二 「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。</p> <p>三 第1号及び前号において、他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。</p> <p>四 「直接親会社」とは、親会社のうち、前号の規定により親会社とみなされる以外の親会社をいう。</p> <p>五 「直接子会社」とは、子会社のうち、第3号の規定により子会社とみなされる以外の子会社をいう。</p> <p>六 「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。</p> <p>2 前項に規定する輸出契約等の相手方は、次の各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とする。</p> <p>一 被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）</p>	

新	旧	備考
<p>二 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ 被保険者の親会社又は子会社</p> <p>ロ 被保険者の直接親会社の直接子会社</p> <p>ハ 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>三 被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ 被保険者が取締役等を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取り締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取り締役等を派遣する法人</p> <p>ロ 被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取り締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社</p> <p>ハ 被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取り締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社</p> <p>第10条 ～ 第11条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成26年10月1日から実施する。</p>	<p>二 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ 被保険者の親会社又は子会社</p> <p>ロ 被保険者の直接親会社の直接子会社</p> <p>ハ 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>三 被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ 被保険者が取締役等を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取り締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取り締役等を派遣する法人</p> <p>ロ 被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取り締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社</p> <p>ハ 被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取り締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社</p> <p>第10条 ～ 第11条 （略）</p>	

新			旧			備考
別表 与信管理一覧表			別表 与信管理一覧表			
枠の種類	対象となる 保険契約の種類	与信枠管理を 行う格付	枠の種類	対象となる 保険契約の種類	与信枠管理を 行う格付	
与信枠	貿易一般保険関係の特約 (注)	EE、EA	与信枠	貿易一般保険関係の特約 (注)	EE、EA	
	前払輸入保険	EE、EA		前払輸入保険	EE、EA	
貿易一般保険包括保険(企業総合) 総支払限度枠	貿易一般保険包括保険(企業総合) 特約	EE、EA、EM、EF	貿易一般保険包括保険(企業総合) 総支払限度枠	貿易一般保険包括保険(企業総合) 特約	EE、EA、EM、EF	
簡易通知型包括保険船積後支払限度枠	簡易通知型包括保険	EE、EA、EM、EF	簡易通知型包括保険船積後支払限度枠	簡易通知型包括保険	EE、EA、EM、EF	
限度額設定型貿易保険総支払限度枠	限度額設定型貿易保険	EE、EA、EM、EF	限度額設定型貿易保険総支払限度枠	限度額設定型貿易保険	EE、EA、EM、EF	
個別保証枠	貿易一般保険個別 輸出契約 <u>仲介貿易契約</u> <u>技術提供契約</u>	EE、EA、EM、EF	個別保証枠	貿易一般保険個別 輸出契約 <u>技術提供契約</u> <u>仲介貿易契約</u>	EE、EA、EM、EF	
	中小企業輸出代金保険	EE、EA、EM、EF		中小企業輸出代金保険	EE、EA、EM、EF	
	輸出手形保険	EE、EA、EM、EF		輸出手形保険	EE、EA、EM、EF	
	貿易一般保険関係の特約 (注)	EM、EF		貿易一般保険関係の特約 (注)	EM、EF	
(注) 表中「貿易一般保険関係の特約」とは次の特約をいう。 貿易一般保険包括保険(鉄道車両) 特約 同 (機械設備) 特約 同 (船舶) 特約 同 (技術提供契約等) 特約			(注) 表中「貿易一般保険関係の特約」とは次の特約をいう。 貿易一般保険包括保険(鉄道車両) 特約 同 (機械設備) 特約 同 (船舶) 特約 同 (技術提供契約等) 特約			